

九州経済産業局

平成 18・06・30 九州第 64 号
平成 18 年 6 月 30 日

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく九州経済産業局長の処分に関する審査基準等について

九州経済産業局長 松井 哲夫

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号、以下「法」という。)に基づく九州経済産業局長の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準については、以下のとおりとする。

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

(1) 総合効率化計画の認定

総合効率化計画の認定に係る審査基準については、以下の内容をもって基準とする。

総合効率化計画が、法第4条第3項第1号から第3号に適合していること。

総合効率化計画に係る申請書において、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則」(平成17年9月30日付け農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号、以下「規則」という。)第2条第1項各号に規定する事項が不備なく記載されているとともに、同条第2項各号に規定する書類が不備なく添付されていること。

流通業務総合効率化事業の内容が、「流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針」(平成17年10月19日付け農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号、以下「基本方針」という。)第2各項に適合するものであること。

流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項が、基本方針第3各項に適合するものであること。

(2) 総合効率化計画の変更の認定

総合効率化計画の変更の認定に係る審査基準については、以下の内容をもって基準とする。

総合効率化計画の変更が、法第4条第3項第1号から第3号に適合していること。

総合効率化計画の変更に係る申請書において、規則第3条第1項各号に規定する事項が不備なく記載されているとともに、同条第2項各号に規定する書類が不備なく添付されていること。

流通業務総合効率化事業の内容が、基本方針第2各項に適合するものであること。

流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項が、基本方針第3各項に適合するものであること。

(3) 特定流通業務施設の確認

特定流通業務施設の確認に係る審査基準については、以下の内容をもって基準とする。

特定流通業務施設の確認が、法第7条第2項に適合していること。

特定流通業務施設が、規則第1条第4項に規定する基準に該当すること。

特定流通業務施設の確認に係る申請書において、規則第4条第1項各号に規定する事項が不備なく記載されているとともに、同条第2項各号に規定する書類が不備なく添付されていること。

第2 不利益処分

法第5条第2項の規定による認定総合効率化計画の認定の取消しは、以下の内容をもって基準とする。

1. 本項は、認定を受けた総合効率化計画が法第4条第3項各号に掲げる認定要件に適合しなくなった場合及び認定流通業務総合効率化事業者が認定された計画に従って事業を実施していない場合には、当該総合効率化計画の認定を行った主務大臣は、その認定を取り消すことができることとしている。これは、認定された計画に従って行う事業に対しては各種の支援措置を講ずることとしていることから、その総合効率化計画は当然認定要件に適合した適切なものでなければならず、また当該事業の実施者は、責任をもって認定計画どおりに事業を実施する必要があるという考え方に基づくものである。
2. 総合効率化計画の認定の取消しは、以前に認定を受けた計画と認定要件とのかい離又は当該計画と流通業務総合効率化事業との実施状況のかい離が、その時点で新たに認定を行うと仮定した場合における判断に影響を与える程度まで大きくなった場合に行うこととしており、わずかなかい離も許されないという趣旨ではない。
3. なお、主務大臣が特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画について認定の取消しをしようとするときは、法第4条第3項の認定をしようとするとき及び法第5条第1項の変更の認定をしようとするときと同様に、都道府県知事の意見を聞くものとされている。

附 則（平成18年 6月30日付け平成18・06・30九州第64号）

（施行期日）

第一条 この訓令は、平成18年7月1日から施行する。